

<p style="text-align: center;"><b>請求の趣旨</b></p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告ら の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>紛争の要点 (請求の原因)</b></p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2)。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>中西さんが「ガラクトタン」という言葉を初めて目にしたのは、研究対象として「里芋」を選び、脳響袋操の「脳」の2つのキーワードでネット検索をした時のことである (甲3)。一方の被告A、(株)河出書房新社が平成16年 (2004年) に刊行した一冊の本、則岡孝子著『ひと目でわかる——あなたに必要な栄養成分と食べ物 決定版・食品パワーの完全ガイドブック』の中の誤情報がネット上に「コピペ」され、拡散していた (甲4)。その「インフルエンサー」的役割を果たしたのは、テレビアニメ「ドラゴンボール」の主人公「孫悟空」の声などを担当する声優の野沢雅子さんを起用したCM商品「ブルーベリーアイ」で知られるもう一方の被告B、(株)わかさ生活である。被告Bは平成23年 (2011年) 9月1日より、成分情報サイト「わかさの秘密」の運営を開始し、イラストも使って、「認知症を予防するガラクトタン」を紹介した。問題発覚後、原告は被告Aに訂正を求めたが、現在も応じられていない。また、被告Bは原告の要請に従い、記述を改めたが、訂正の旨を明示していない (甲5)。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>添付書類</b></p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月)          甲2：脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日)          甲3：動画ファイル (.mp4) 「2014脳響水元年記念講演」 (2014年10月12日)          甲4：則岡孝子著『ひと目でわかる——あなたに必要な栄養成分と食べ物』 (2004年2月)          甲5：被告Bからのメール (2014年1月24日、同年1月29日)</p>